

更埴体育館外5施設の指定管理者の指定について

スポーツ振興課

地方自治法第244条の2第3項の規定により、更埴体育館外5施設の指定管理者を下記のとおり指定することについて意見を求める。

記

- | | |
|--------------------------|---|
| 1 施設の名称 | 更埴体育館
勤労者体育センター
東部体育館
更埴テニスコート
東部テニスコート
千曲市弓道場 |
| 2 指定管理者の名称
所在地
代表者 | シンコースポーツ株式会社
東京都中央区日本橋堀留町二丁目1番1号
代表取締役 石崎 健太 |
| 3 指定の期間 | 令和7年4月1日から令和12年3月31日まで |

令和6年11月20日 提出
千曲市教育長 小松 信美